



法の下での平等と家族 —戦後の最高裁判決を振り返って—

1

拓殖大学政経学部教授 椎名規子

最高裁の違憲判決

- 戦後約67年の間で、最高裁が法律を違憲としたのは、**9件のみ**
- そのうち家族に関する判決は**3件**で、**法の下での平等（憲法14条違反）**が争われた。

憲法における法の下での平等の原則 (憲法14条、24条)

- **個人の尊厳と両性の本質的平等を原則とする**
- **戦前の「家」制度の廃止**
- **民法の家族法の改正**

家制度

- 家族個人ではなく、祖先から次世代まで縦の関係で継承される「家」という集団の利益を重視する制度



忠孝・祖先の崇拝につながる

憲法における法の下での平等の原則 (憲法14条、24条)

- **個人の尊厳と両性の本質的平等を原則とする**
- **戦前の「家」制度の廃止**
- **民法の家族法の改正**

法の下での平等 (憲法14条1項)

- **1.すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**

家族における平等（憲法24条）

1. 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

尊属殺重罰規定違憲判決

最高裁昭和48年4月4日判決

- **死刑と無期懲役だけを定めた刑法200条の尊属殺の規定は、法の下での平等に反しないか。**

尊属殺および普通殺人の規定

- **刑法200条（尊属殺）**
自己または配偶者の尊属殺の法定刑を
死刑または無期懲役に限る

- **刑法199条（普通殺人）**
法定刑 **3年以上の懲役**
および無期懲役または死刑

尊属殺重罰規定違憲判決

最高裁昭和48年4月4日判決



- **刑法200条の尊属殺規定を憲法14条違反と判断**
- **現在は刑法200条は、廃止され、削除。**

最高裁昭和48年4月4日違憲判決

- 判決理由 (多数意見8名)
- 尊属殺の規定の存在
親に対する報恩→OK

しかし

死刑・無期懲役の刑罰は、
報恩の倫理尊重の範囲を超える

非嫡出子の国籍と平等

最高裁平成20年6月4日判決

- 父親が日本人、母親が外国人で子が非嫡出子の場合、その後**父母が婚姻するか否か**で、国籍の取得に差が生じる（国籍法3条）のは、法の下での平等に反するか。

最高裁平成20年6月4日判決 事案

- フィリピン人の母親
- 日本人の父親 → 子を認知



婚姻には至らず

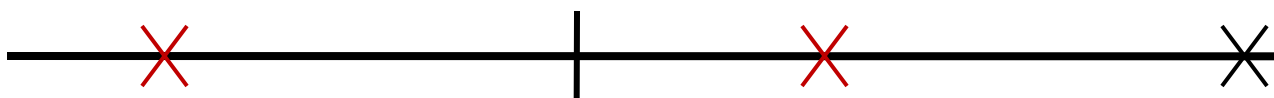
子は日本国籍を取得できるか

国籍法における出生と認知の関係

胎児認知

出生後認知

婚姻



子の出生

「父または母が日本人であるとき」

最高裁平成20年6月4日判決

国籍法3条1項の婚姻要件について、
違憲判決



国籍法3条1項

父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のものは、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、日本の国籍を取得することができる。

最高裁平成20年6月4日判決

判決理由

現在の規定と立法目的との合理的関連



薄い

- (a) 両親の婚姻によって、子との日本国との結び付きの強弱を測ることはできない。**
- (b) 国際的に非嫡出子に対する法的差別的取り扱いを解消する方向にある。**

国籍法3条を違憲と判断

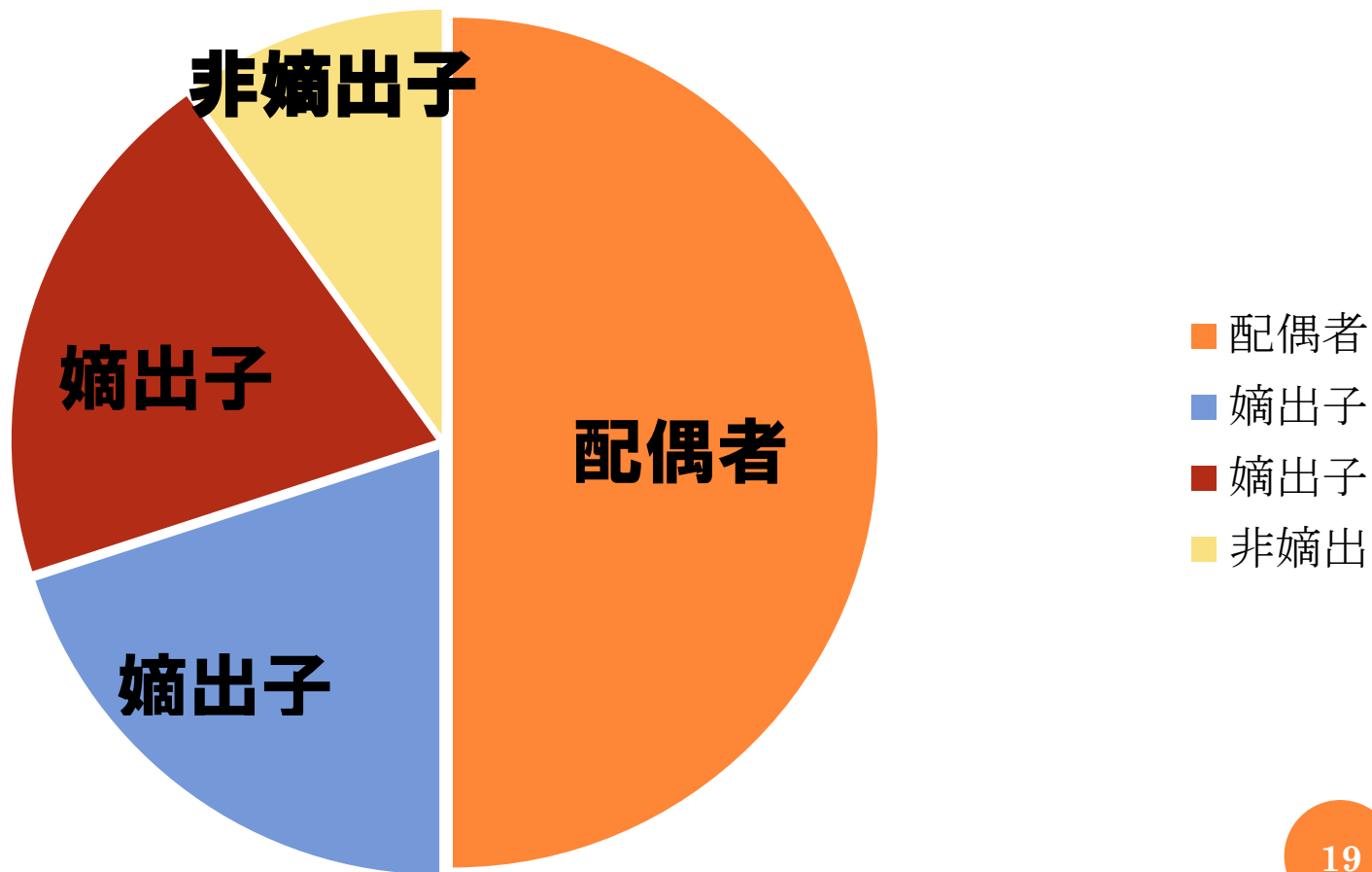
非嫡出子（婚姻外で生まれた子）の 相続分の問題点

**非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一と定める民法900条1項は、法の下
の平等（憲法14条）に反するか。**

民法900条1項4号

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人ある時は、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、……（以下省略）

非嫡出子二分の一の場合の遺産分割



非嫡出子の相続分の問題点

- 非嫡出子の相続分については、父親の遺産の相続だけではなく、**母親の遺産**についても適用されることである。

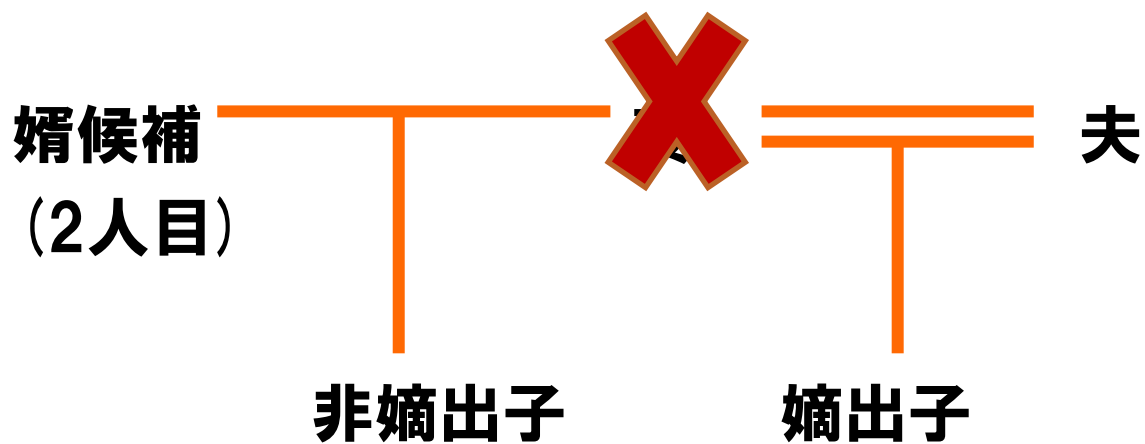
最高裁平成7年7月5日判決（合憲）

○民法900条は合憲

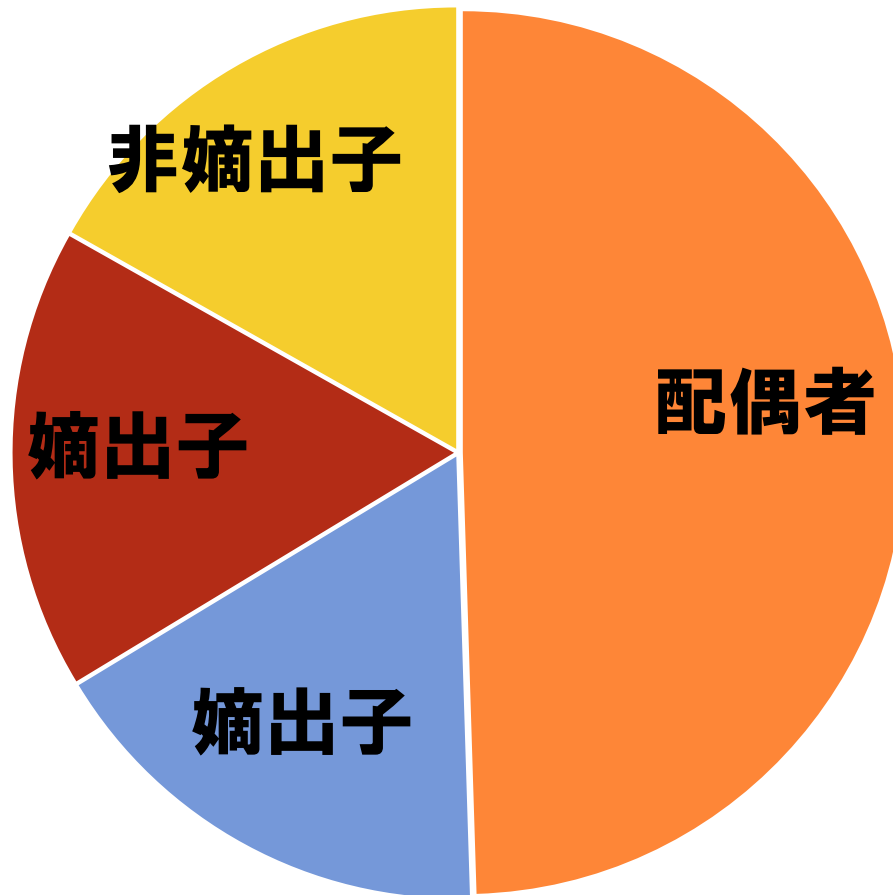
非嫡出子の相続分が嫡出子の二分の一でも合理的理由のない差別とはいえない

理由 法律婚主義を採用

最高裁平成7年7月5日判決の事案



嫡出子・非嫡出子が平等な分割



最高裁平成25年9月4日判決 違憲

判決理由

- 父母の婚姻関係は、子が自ら選択ないし修正する余地がない



子に不利益を及ぼすことは許されない

かつての欧米における婚外子の地位

- キリスト教の下で、非常に劣悪な地位に置かれる

→ 婚外子は「罪の子」

婚姻夫婦およびその子どもだけを、
家族モデル「聖家族」

回転口 (フィレンツェのイノチェント修道院)



筆者撮影

26

GLI INNOCENTI
DI FIRENZE

回転口 1875年まで4世紀にわたり存在



2010/03/26

筆者撮影

現在の欧米における婚外子の地位

- **現在では、非嫡出子の語を廃止し、
相続分も平等に改正されている。**
- ・ **ドイツ** (1997) **嫡出・非嫡出の区別を廃止
相続分も平等化**
- ・ **フランス** (1979) **婚外子差別を撤廃**
(2001) **配偶者のいる者との間に生まれた子の
相続分差別を解消**
- ・ **イタリア** (1975) **自然子と嫡出子との間の相続分の
平等化**
(2012) **婚外子を意味する自然子の語を撤廃**

欧米で、婚外子差別解消を進めた背景

- **・ヨーロッパ人権条約**
- **・子どもの権利条約**

子どもの権利条約

- **1989年 国連採択**
- **1994年 日本政府批准**

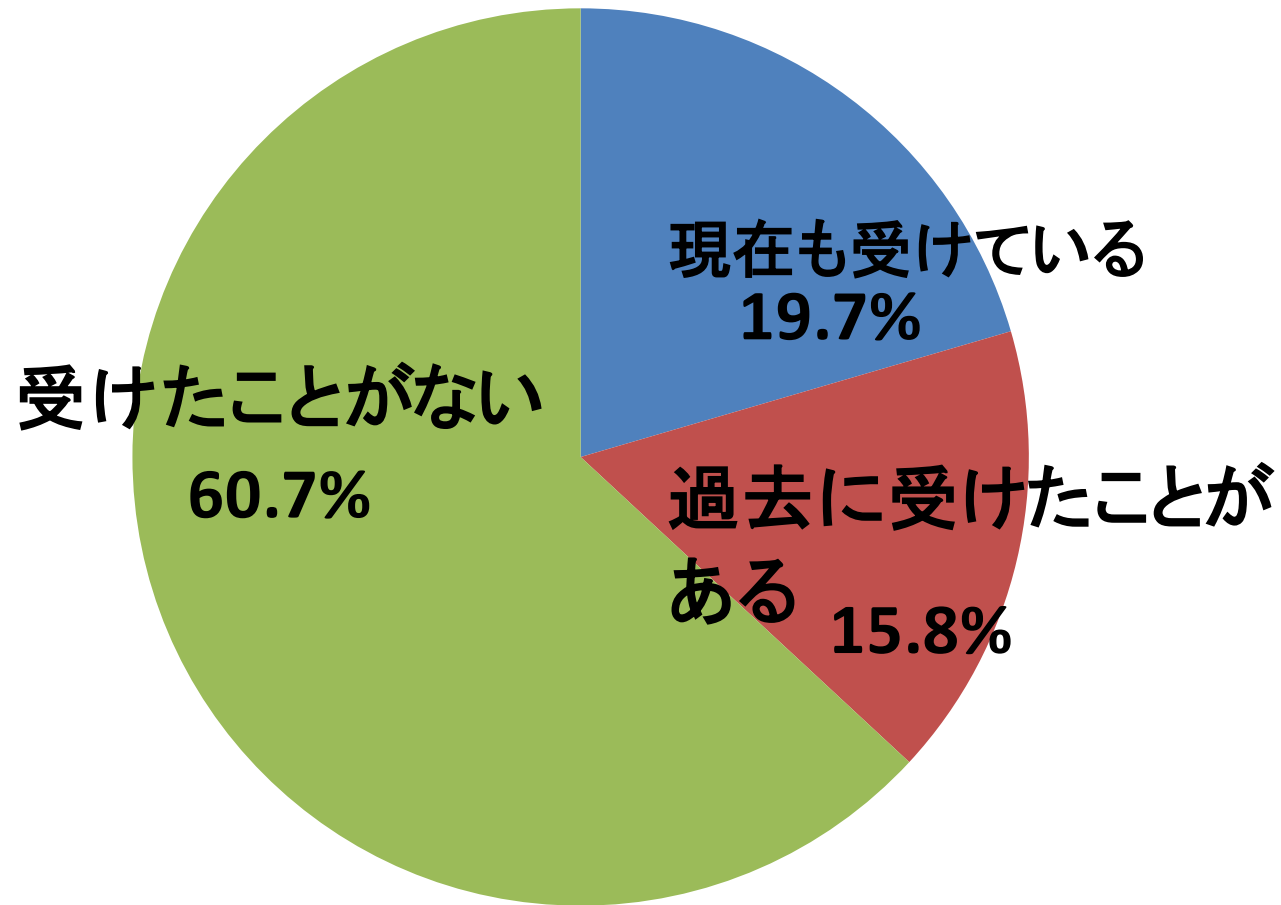
- **内容** 子どもも大人と同じに、**憲法の平等・自由などの基本的人権が保障される**

- **2条 差別の禁止**

第2条 差別の禁止

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、および確保する。

母子世帯の養育費の受給状況



わが国のこれからの家族のあり方 —子が差別されない社会へ—

- **嫡出子と非嫡出子の区別の解消**
(親の婚姻の有無と子どもとの地位を切り離す)
- **親の離婚により、子が被害を受けない社会へ**
(離婚後も父母は子に対して共に責任を負う)